

多利用型統合の海域管理計画 (素案)

環境省
北海道

目次

1	はじめに	1
	(1) 計画策定の背景	1
	(2) 計画の目的	1
	(3) 管理対象地域	1
2	保護管理の基本的な考え方	2
	(1) 基本方針	2
	(2) 知床の海洋生態系の概要と保護管理の考え	2
	(3) 各種構成要素の保護管理の考え方	4
	ア 海洋環境と低次生産	4
	イ 沿岸環境の保全	5
	(ア) 海洋汚染	5
	(イ) 自然景観保護	6
	(ウ) 漂流・漂着ゴミ	6
	ウ 魚介類	7
	エ 海棲哺乳類	8
	オ 海鳥・海ワシ類	10
	カ その他	12
3	保護管理措置等	13
	(1) 海洋環境と低次生産	13
	(2) 沿岸環境の保全	14
	ア 海洋汚染の防止	14
	イ 自然景観保護	14
	ウ 漂流・漂着ゴミ	14
	(3) 指標種	15
	ア サケ類	15
	イ スケトウダラ	16
	ウ トド	16
	エ アザラシ類	17
	オ ケイマフリ・オオセグロカモメ・ウミウ	17
	カ オオワシ・オジロワシ	18
	(4) その他の構成要素	19
4	管理体制と運用	20
	(1) 計画の推進管理	20
	(2) 計画期間	20

多利用型統合的・海域管理計画（素案）

1 はじめに

（1）計画策定の背景

- ・ 知床の特徴は、北半球で季節流氷が到来する最も低緯度に位置する海域であり、季節流氷による影響を大きく受け、特異な生態系の構造と生産性・生産力が見られるとともに、サケ類が河川に遡上し、海洋生態系（~~非生物環境と生物の相互作用を含む。~~）と陸上生態系の相互関係が顕著なことである。¹⁾
- ・ 知床は多くの海洋性及び陸上性の種にとって重要な地域であり、海ワシ類など多くの希少種や河川に遡上する多くのサケ類、トドや鯨類を含む海棲哺乳類等、多種多様な海洋生物が生息している。加えて、本地域は世界的に希少な海鳥類の生息地として、また、渡り鳥にとって世界的に重要な地域である。¹⁾
- ・ 知床の周辺海域は、生物生産の豊かなところで、これまで長い間、海洋生物と共存する形で漁業活動が営まれてきており、~~海洋生態系が維持されてきた。~~
- ・ ~~今後とも、~~海洋生態系の保全と、漁業や海洋レクリエーションなどの人間活動による適正な利用との両立を将来に亘って維持していくため、世界自然遺産登録を契機として、統合的な海域管理計画を策定することとした。

（2）計画の目的 ~~等~~

- ・ 本計画は、知床世界自然遺産地域内の海域（以下「遺産地域内海域」という。）における海洋生態系の保全と、持続的な水産資源利用による安定的な漁業の営みの両立を目的とする。²⁾

（3）管理対象地域

距岸 3 k m までの遺産地域内海域（図 1）



1) IUCN技術評価 知床（日本） ID No:1193 2005.7

2) 知床（日本）に関する国際自然保護連合（IUCN）からの書簡に対する回答について（2005.3.30 環境省自然環境局長からユネスコ世界遺産センター所長あて）

(知床海洋生態系の順応的管理)

- 一般的に生態系は、非定常、不確実、複雑なシステムであり、非生物環境と生物との相互作用である構造と機能を有する。⁴⁾
- 知床海洋生態系は多種多様な生物により構成されており、こうした複雑で将来予測が不確実な生態系については、順応的管理の考え方(注)に基づく管理を行う必要がある。⁵⁾
- このため、現在得られている様々な知見を基に知床海域の食物網の構成種のうち、生態系に大きな影響力を持つ種であるキーストン種や高次捕食者、生物多様性の視点からの希少種などの中から、知床の海洋生態系を特徴付けるものを指標種として位置付け、海洋環境の保全とともに、順応的管理の考え方に基づいた継続的な保護管理を実施していく。

(注)

- 順応的管理とは、生態系の構造と機能を維持できる範囲内で自然資源の管理や利用を行うために生態系の変化の予測やモニタリングを実施し、その結果に応じて、管理や利用方法の柔軟な見直しを行うものである。なお、管理や利用の見直しについては、関係者が情報を共有し、**モニタリングの結果によって、仮説の検証を試み、合意形成を図りながら、社会的な選択として**方向性を決める必要がある。⁶⁾
- また、知床周辺海域では、持続的な水産資源利用による安定的な漁業を維持するため、漁獲対象種の資源動向の把握に加えて、スケトウダラではTAC(漁獲可能量)制度に基づく漁獲量制限や、産卵場保護のための自主的な禁漁区の設定、サケ類のふ化放流事業における計画的な種苗の適正放流と自主的漁獲制限による自然産卵する遡上親魚の確保など、既に順応的な管理が行われている。⁶⁵⁾

4) 巖佐庸ほか編. 2003. 生態学事典. 682p (共立出版)

~~5) 新・生物多様性国家戦略(平成14年3月関係閣僚会議決定)~~

65) 平成17年度第2回海域WG資料

(3) 各種構成要素の保護管理の考え方

ア 海洋環境と低次生産

[現状]

- ・ 知床半島周辺海域の海洋環境は、オホーツク海の海洋構造（東カラフト寒流、オホーツク海中冷水、季節流氷）に加えて、宗谷海峡から沿岸に沿って流入する宗谷暖流、及び一部太平洋から流入する表層暖水の影響を受けている。⁵⁻¹⁾
- ・ 季節的には、冬に東カラフト寒流の南下、次に北部オホーツク海で形成される季節流氷が本海域を覆う。その後、春までに流氷が溶けるが、流氷下ではアイス・アルジーの増殖が起きる。⁵⁻¹⁾
- ・ 春から初夏にかけては、植物プランクトンの春季大増殖が起きる。さらに夏から秋には、複雑な海底地形と潮汐や季節風による沿岸湧昇などによって低次生産が生じている。⁵⁻¹⁾
- ・ 以上のような、冬季を除く低次生産の連続性が、それを餌として繁殖するカイアシ類やオキアミ類などの動物プランクトンの生物量を増加させており、それに連なる本海域の海洋生態系を構成する定住性あるいは回遊性の魚類、イカ類、海鳥類、海棲哺乳類などの多様性と豊かさを生み出している。

[対応方針]

- ・ 以上のことから、順応的管理に基づく海洋生態系の保全と~~両立した~~持続的漁業との両立を図る行い~~ため~~、知床半島~~半島~~周辺海域の海洋環境の構造把握や、気象、海象、流氷動態等の各種解析の基礎となる海洋環境、本海域の生態系の指標種などの構成要素の動態把握のための調査研究を推進するとともに、モニタリング調査を推進して、その動向を的確に把握する。

5-1) 漁業生物図鑑「きたのさかなたち」長澤・鳥澤編（北日本海洋センター 1991）

イ 沿岸環境の保全

(ア) 海洋汚染

[現状]

- ・ 遺産地域内海域に排水する工場・事業場や船舶などは関係法令により有害物質等の排出が厳しく規制されており、良好な水質環境が維持されている。⁷⁶⁾ (資料編 p1 参照)

[課題]

- ・ しかしながら、オホーツク海に流入する河川や海流・大気からの多種多様な海洋汚染物質は、生物濃縮により高次な海洋生物の生命を脅かすため、その実態を把握する必要がある。
- ・ サハリンの石油開発や周辺海域を航行する船舶の事故等に伴う突発的な油流出があった場合には、沿岸生態系に深刻な影響をもたらす恐れがある。

[対応方針]

- ・ 遺産地域内海域の海洋環境の適切な保全のため、引き続き陸域からの汚染物質流出の防止に努める。

~~また、海洋汚染の現状把握のための各種モニタリングを実施する。~~

- ・ 突発的な油流出による、海洋汚染については、貴重な生態系保全**等**のため迅速に**かつ的確に**措置を講ずる必要がある。⁷⁷⁾
- ・ そのため、**油流出による被害を局限するために、国や道・町など関係機関が協力して具体的な油防除対策を検討する必要がある**、~~速やかに油回収を図り、海洋生態系の保全に努めるものとする。~~⁷⁸⁾
(資料編 p2 参照)

⁷⁶⁾ 水質汚濁防止法・海洋汚染**等**及び海上災害の防止に関する法律・北海道海面漁業調整規則

⁷⁷⁾ 流出油事故災害対応マニュアル (北海道)

北海道沿岸海域排出油防除計画 (海上保安庁)

油汚染事件への準備及び対応のための国家的な緊急計画 (閣議決定)

(イ) 自然景観保護

[現状]

- ・ 遺産地域内の海岸沿いの大部分には車道がなく、自然海岸が残されている。
- ・ 遺産地域の海岸沿い（陸域）及び海域は、自然公園法に基づく知床国立公園に指定されており、風致景観及び生物多様性保全のために一定の行為が規制されている。（資料編 p3～5 参照）

[対応方針]

- ・ 今後とも自然公園法に基づき、優れた自然の風景地及び生物多様性の保全を推進する。

(ウ) 漂流・漂着ゴミ

[現状]

- ・ 遺産地域内海域にも漂流・漂着するゴミが認められる。⁹⁸⁾
- ・ 外国由来のものを含む漂流・漂着ゴミによる海岸機能の低下や生態系を含めた環境・景観の悪化、船舶の安全航行の確保や漁業への被害などが近年深刻化している。¹⁰⁹⁾（資料編 p6 参照）

[対応方針]

- ・ 漂流漂着ゴミによる当該海洋生態系への悪影響の軽減と沿岸環境の保全のための情報を、関係機関が連携して発信する。
- ・ 遺産地域内海域沿岸の漂着物については、ボランティア活動を含む清掃作業を定期的実施するよう努める。

⁹⁸⁾ 平成 17 年度 知床岬クリーンボランティア事業実績一覧

¹⁰⁹⁾ 政府の対応方針：構造改革特区推進本部決定（平成 18 年 2 月 15 日）

ウ 魚介類

[構成要素の現状]

- ・ 知床周辺海域に出現する魚類は26目74科223種に及**び**、~~び~~**び**が、遺産地域内海域では、**その内**150種が確認され、サケ**類**、スケトウダラ、ホッケ、ソイ類、タラ類、カレイ類、頭足類などが多数生息している。これらの主要な餌生物としては、カイアシ類、オキアミ類などが挙げられる。⁴¹⁰⁾
- ・ 知床周辺海域は、サケ類やスケトウダラなどの回遊ルートの一部となっている。
- ・ 知床周辺海域では、生物生産の豊かさに支えられて、昔から漁業活動が活発に行われており、漁業を基幹産業として地域が発展してきた歴史的経緯がある。
- ・ 主要な水産資源については、これまでも調査等により資源動向の把握が行われ、漁業関係法令や漁業者・漁業団体の自主的な取組みにより、資源の管理・利用に関する規制や資源の増殖などが行われており、資源の状況と漁獲のバランスを保ち、持続的な利用が可能となるよう多大な努力が払われてきた。

[指標種選定]

- ・ キーストン種としては、サケ類（シロザケ、カラフトマス、サクラマス）、スケトウダラ、ホッケ、マダラなどが挙げられる。
- ・ 漁業により利用されている主な生物**資源種**は、サケ類、スケトウダラ、マダラ、ホッケ、スルメイカなどであり、サケ類及びスケトウダラ（羅臼側のみ）の漁獲量が圧倒的に多い。
- ・ よって、キーストン種であり漁獲量も多く情報が豊富なサケ類、スケトウダラを指標種として位置付ける。

[保護管理の考え方]

- ・ 知床周辺海域の~~漁獲情報等を活用し~~各種調査や情報収集によりモニタリングを行いながら、漁業法や水産資源保護法等の関係法令や、地域の漁業者・漁業団体による自主的な取組みによ**り**、**資源の管理・利用に関する規制等により**、サケ類やスケトウダラ資源の持続的な利用を推進する。（注）
（資料編 p7～10 参照）

(注)

日本では、漁業法及び水産資源保護法に基づく採捕制限等や、海洋法に関する国際連合条約（国連海洋法条約）の発効により制定された海洋生物資源の保存及び管理に関する法律に基づく海洋生物資源の採捕量、漁獲努力量の管理を行っているほか、資源の合理的利用と漁業経営の安定を目指して、漁業者・漁業者団体等が、各種調査等を活用して自主的に資源管理の取組みを行っており、公的規制と自主的な規制の組み合わせにより、水産資源の持続的な利用を推進している。

エ 海棲哺乳類

[構成要素の現状]

- ・ 知床半島沿岸では2目9科22属28種の海棲哺乳類が確認されており、主な海棲哺乳類としては鯨類、イルカ類、トド、アザラシ類などが挙げられる。⁴²¹⁾
 - ・ また、鯨類などの海棲哺乳類は、海洋生態系の食物網における高次捕食者の一員であり、知床周辺海域は季節移動のルート、採餌及び繁殖場として利用されている。⁴²¹⁾
 - ・ 遺産地域内海域は流氷が外敵や波浪による影響を防ぐ役割を果たすため、アザラシ類が摂餌や休息、繁殖を行う上で重要な場所である。また、生産性が高い本海域は、トドにとって越冬・採餌海域として重要な位置を占めている。
 - ・ 海棲哺乳類（特にトドやアザラシ類）と北海道の基幹産業である漁業の間には、来遊個体数の適正管理を行いつつ、漁網を食い破るなどの漁業被害の軽減を図るといった課題が残されている。⁴²²⁾
- (トド)

[現状]

- ・ 知床周辺海域に来遊するトドは、本海域で越冬と摂餌を行っている。
- ・ 本海域のトドはロシア周辺海域の繁殖場・上陸場から来遊しており、メス成獣を中心としている。

[指標種選定]

- ・ トドは食物網の上位捕食者であり、また知床周辺海域は、個体群維持の上で重要な妊娠雌を中心とする群の冬期における越冬、採餌海域となっている。
- ・ 長期的・広域的（ロシア海域などを含む。）に見れば個体数が減少しているとされ、IUCN絶滅危惧種に指定されている。
- ・ 一方、北海道沿岸域においては、トドによる多大な漁具被害が発生し、深刻な問題となっている。⁴²²⁾
- ・ これらのことから、トドを指標種として位置付ける。

[保護管理の考え方]

- ・ トドが来遊する他の海域も含めた来遊状況や漁業被害状況の調査、科学的根拠に基づく捕獲制限のもとで保護管理を実施する。（資料編 p11 参照）

⁴²¹⁾ 推薦書 3a. 6. 2 海棲哺乳類

⁴²²⁾ 北海道水産業・漁村のすがた 2006

(アザラシ類)

[現状]

- ・ 遺産地域内海域には氷上繁殖型のアザラシ類（~~主に~~ゴマフアザラシ、~~ニ~~クラカケアザラシ、**ワモンアザラシ及びアゴヒゲアザラシ**）が来遊し、流氷上で繁殖する。餌としてはタラ科、カレイ科、カジカ科の魚類やイカ類、タコ類など多種多様な魚介類を捕食している。⁴¹³⁾
- ・ アザラシ類は2001年まで、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（以下「鳥獣保護法」という。）の対象から除外されて扱われており、捕獲には制限がなかったが、2002年以降は、鳥獣の保護及び狩猟の適正化を図り生物の多様性の確保、生活環境の保全及び農林水産業の健全な発展に寄与することを目的とする鳥獣保護法の対象種として捕獲が制限されている。（資料編 p12 参照）

[指標種選定]

- ・ アザラシ類は食物網の中で高い位置を占めている。また、アザラシ類にとって遺産地域内海域は繁殖場と採餌海域となっている。
- ・ アザラシ類の~~出生した~~新生子は、オキアミ類を摂餌するため、流氷が形成される環境やその生態系の構成要素である餌生物との関連が深い。
- ・ 一方、アザラシ類の北海道への来遊个体数の増加に伴い、漁獲物の捕食などの漁業被害が増加するとともに、漁網によるアザラシ類の混獲も存在する。⁴¹³⁾
- ・ このようなことから、本海域に来遊するアザラシ類全種を指標種と位置付ける。

[保護管理の考え方]

- ・ アザラシ類については、来遊状況や漁業被害状況を調査するとともに、鳥獣保護法に基づき管理を行う。

⁴¹³⁾ 平成 17 年度知床海棲哺乳類回遊調査（北海道）

オ 海鳥・海ワシ類

[構成要素の現状]

- ・ 遺産地域内には鳥類にとって多様な生息環境が存在し、18目50科264種の鳥類が確認され^{※14)}、うち3割余りの種が海域を利用している。
- ・ IUCNのレッドリストに記載されている種は、ミゾゴイ（EN（絶滅危惧種ⅠB類））、タンチヨウ（EN）、シマフクロウ（EN）、トモエガモ（VU（絶滅危惧種Ⅱ類））、オオワシ（VU）、ノジコ（VU）、オジロワシ（**NT（準絶滅危惧種）** ~~LR（低リスク）~~）、ヒレンジャク（**NT** ~~LR~~）の8種であり、うちオオワシ、オジロワシは海域を重要な餌場として利用している。**また、シマフクロウも海岸岩礁帯を採餌場として利用している。**
- ・ 知床半島の海岸部には海鳥類のコロニーが多くある。

(海鳥類)

[現状]

- ・ 知床半島沿岸域の岩場にはケイマフリ、ウミウ、オオセグロカモメ等の海鳥類が生息しており、これら海鳥類は、遺産地域内の海岸の岩場で営巣を行うなど、遺産地域内海域を主要な生息場とし、知床の沿岸生態系を特徴づける種といえる。
- ・ 近年、沿岸域での観光船等のレクリエーション利用による営巣地への過度な接近や餌付け等が海鳥類の生息を脅かしている。^{※15)}
- ・ ケイマフリは環境省版レッドデータブックに絶滅危惧種Ⅱ類として掲載されている。

[指標種選定]

- ・ ケイマフリは、こうした利用等による影響が特に大きく、また、国内では北海道から東北にいたる沿岸部で局所的に繁殖しているが、その繁殖個体数は減少傾向にあり、慎重にモニタリングを行う必要があることから指標種として位置付ける。
- ・ オオセグロカモメ・ウミウの2種については、遺産地域沿岸部で多数繁殖している主要な海鳥類であることから指標種として位置付ける。

[保護管理の考え方]

- ・ これら海鳥類については、鳥獣保護法の対象種となっており、今後とも各種調査や情報の収集を行い、法に基づき適切な保護管理を推進する。（資料編 p13 参照）

※14) 推薦書 3a.6.3 鳥類

※15) 適正化検討会議資料（知床の世界自然遺産登録前後における観光利用の変化と課題（知床財団））

(海ワシ類)

[構成要素の現状] ~~15)~~

- ・ 知床半島は我が国のオジロワシの主要な繁殖地の一つである。また、冬期にはロシアからオジロワシとオオワシが多数渡り越冬している。¹⁴⁾
- ・ オオワシは、ユーラシア北部を中心としたロシア極東部のみで繁殖しており、その個体数はわずか5,000羽程度(うち、繁殖つがいは1,830~1,900つがい程度)と推定されている。知床半島はその内、2,000羽以上の越冬が確認された年もある主要な越冬地である。¹⁴⁾
- ・ また、知床半島では、毎年 ~~10~~20つがい以上のオジロワシが繁殖しており、本種の国内最重要の繁殖地である。また、冬季には渡りのものも含めて最大600羽が確認されている重要な越冬地でもある。
- ・ オオワシ ~~→オジロワシ~~は、IUCN絶滅危惧種(VU ~~→LR~~) **に、オジロワシは準絶滅危惧種(N T)**に指定されている。
- ・ 知床半島沿岸は、サケ等の餌資源が豊富であり、海岸斜面等にはワシ類のねぐらとなる良好な森林が連続して存在していることから、オオワシ、オジロワシにとって重要な越冬環境、生息環境となっている。
- ・ 一方、エゾシカ狼などに起因する鉛中毒による海ワシ類の病死が一部認められている。

[指標種選定]

- ・ オオワシ・オジロワシは知床の海洋生態系における高次捕食者である。また、希少種保護の観点から慎重にモニタリングする必要がある指標種として位置付ける。

[保護管理の考え方]

- ・ 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(以下「種の保存法」という。)に基づく保護増殖事業計画に沿って、生息実態調査や渡りルートの把握などを行う等、厳格な保護管理を行う。

(資料編 p14 参照)

カ その他

[現状]

- ・ 近年、遺産地内海域では、従来の観光・レジャー目的の船舶利用や、釣り等に加え、シーカヤックや水上バイク、スキューバダイビングといった形態のレクリエーションも広まりつつある。
- ・ こうしたレクリエーションは、観光面での地域への経済効果や、文化・教育面でも活用されている。

[課題]

- ・ 無秩序なレクリエーション利用による漁業操業への支障や生物資源への影響などが懸念されている。
- ・ さらに遺産地域内海域は海鳥や海棲哺乳類の生息地・繁殖地であり、これらの船舶や水上バイクの航行、無秩序な餌やりや観察行動などが海鳥や海棲哺乳類の生息に影響を与えることが懸念される。

[対応方針]

- ・ **今後とも継続的に利用状況を把握しながら、**レクリエーション利用が海鳥や海棲哺乳類に悪影響を与えないよう、また地元の基幹産業である漁業の操業への支障が生じないよう、国、道、地元町など関係機関が関与する利用ルールにより対応するとともに、その普及啓発を推進する。¹⁷¹⁶⁾

(資料編 p18～20 参照)

3 保護管理措置等

(1) 海洋環境と低次生産

- ・ 海洋生態系を支えている海洋環境と動・植物プランクトンなどの低次生産については人工衛星や調査船、海中に設置した観測ブイなどにより、物理・化学・生物環境の海洋調査を行う。¹⁸¹⁷⁾
- ・ 特に低次生産は、地球規模での気候変化に連動する海洋環境変化に直接影響を受けており、オホーツク海の流氷の動向、東カラフト寒流と宗谷暖流の季節・経年変化、地形や風に応答する流氷、オホーツク海中冷水の挙動などについて**集中調査モニタリング**を行う。
- ・ これらの調査により、知床周辺海域の海洋生態系の動・植物プランクトンの生産力の推移を求め、魚類など、より高次な生態系構成種を支える餌資源や、生態系の多様性への影響などを明らかにする。
- ・ 調査研究を推進するに当たっては、関係行政機関や調査研究機関、漁協などをはじめとする地元関係者が連携・協力し、調査研究成果に関する情報交換や周辺海域も含めた観測体制の充実を図ることにより海洋環境の変化を監視し、**海洋生態系の変化の予測に努める。また、その結果を海洋生態系の保全及び持続的漁業の営みのために活用する。**

¹⁸¹⁷⁾ 平成 18 年度第 2 回海域WG 資料 3

(ブイ設置による定点観測・衛星画像による海洋環境の変動の把握)

(2) 沿岸環境の保全

ア 海洋汚染の防止

- ・ 海洋汚染については各種法制度に基づき海洋汚染の防止措置を図るほか、~~船舶等に起因する油流出事故については、国や道・町など関係機関が協力して、速やかに油回収を図り海洋生態系の保全に努める。~~
- ・ **船舶等に起因する油流出事故については、網走地区沿岸排出油災害対策協議会に専門部会を設置するなどし、具体的な油防除対策を検討するとともに、万一事故が発生した場合には国や道、町など関係機関が協力して、迅速かつ的確に流出油を回収・除去し、海洋生態系の保全に努める。**
- ・ サハリンの石油開発に伴う北海道北東部沿岸の海洋汚染の現状把握を目的として実施されている海水及び海底堆積物の石油・カドミウムなどの分析調査を引き続き実施する。⁴¹⁸⁾

(資料編 p1～2 参照)

イ 自然景観保護

- ・ 遺産地域の海岸沿い（陸域）は、自然公園法に基づく知床国立公園の特別保護地区及び特別地域に指定しており、風致景観保護のために一定の行為を規制している。
- ・ また、遺産地域内海域は、自然公園法に基づく普通地域に指定しており、水面の埋め立てや一定規模以上の工作物の新築等の行為を規制し、風景と生物多様性を保護している。

(資料編 p3～5 参照)

ウ 漂流・漂着ゴミ

- ・ 遺産地域内海域における漂流・漂着ゴミの現状や取り組みについて、ビジターセンターをはじめとする遺産地域に関連する各施設等に加え、ウェブサイト等も活用して、情報提供及び普及啓発を行う。
- ・ 現状把握に努めるとともに、関係行政機関の連携・協力のもと、地元自治体や、NPO等によるゴミ拾いボランティア活動等とも協力・連携し、自然環境に配慮しつつ、定期的に清掃を行う。

(資料編 p6 参照)

⁴¹⁸⁾ 海洋汚染調査報告書（平成 18 年 3 月） 海上保安庁海洋情報部

(3) 指標種

- ・ 次の指標種を対象として、モニタリングを行いつつ、順応的管理の考え方に基づいた継続的な保護管理を実施していく。

ア サケ類

- ・ 海洋生態系及び陸域生態系の相互作用の健全性を維持するため、今後とも自然産卵魚の遡上を確保するとともに、河川工作物による遡上障害を実行可能な範囲で回避する。²⁰¹⁹⁾
- ・ サケ類の利用については、漁業法等に基づいて、海面における定置網漁業が基本とされ、一部の河口付近や全ての河川内については、資源保護及び自然産卵助長のため、サケ類の親魚採捕の禁止措置が講じられている。さらに、持続的漁業のため、一部河川で人工ふ化放流事業を行っており、今後とも、サケ類の適切な保護管理と利用を行う。
- ・ 自然産卵魚の個体群維持のために回遊・遡上・産卵に関する生物モニタリングや学術的研究を定期的に行う。²⁰²⁰⁾

(資料編 p7～8 参照)

²⁰¹⁹⁾ 平成 17 年度第 1 回河川工作物WG資料 1

²⁰²⁰⁾ 平成 18 年度第 2 回海域WG資料 3 (シロザケ・カラフトマス・サケ科魚類)

イ スケトウダラ

- ・ スケトウダラは北海道海面漁業調整規則に基づく許可制のもと、刺し網漁業とはえ縄漁業により利用されている。
- ・ また、海洋法に関する国際連合条約（国連海洋法条約）に基づいて制定された、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律により、国及び道が試験研究機関の資源調査及び資源評価等に基づいて、採捕量の上限（漁獲可能量（TAC：Total Allowable Catch））を設定し管理している。
- ・ これら漁業関係法令に基づく規制と併せて、全道の関係漁業団体が資源管理協定を締結して、スケトウダラの未成魚の保護措置を講じている ~~ほか、地元関係漁業者は産卵親魚を保護するため、成熟状況等を考慮して、操業の自粛期間や区域の設定、刺し網の網目制限などの自主的な管理を行っており、今後ともこれらの関係法令や漁業者・漁業協同組合等の自主的な取組みにより、適切な管理と利用を推進する。~~
- ・ このほか、地元関係漁業者は、産卵親魚を保護するため、成熟状況等を考慮して、操業の自粛期間や区域の設定、刺し網の網目制限などの自主的な管理を行っている。
- ・ 今後ともこれらの関係法令や漁業者・漁業協同組合等の自主的な取組みにより、適切な管理と利用を推進する。
- ・ 根室海峡においてロシアのトロール船がスケトウダラの同一個体群を漁獲しており、漁業資源及び海域生態系への影響が懸念されている。このため、ロシア側に対して、各種会議や研究者間のネットワークを通じて、今後とも可能な限りロシアの資源管理等に関する情報収集等を行っていく とともに、海洋生態系保全等に関する情報交換や必要な働きかけを行っていく。

（資料編 p9～10 参照）

ウ トド

- ・ トドは本道漁業に大きな被害を与えており、個体群の維持に配慮しながら漁業被害を抑制することを目的とし、国と道では、来遊特性等の生態把握、漁業被害の未然防止、~~及び~~トドの駆除を被害防止対策として実施している。
- ・ また、トドの捕獲については、~~全道で年間116頭捕獲頭数~~の制限を設けている。
- ・ 現在、春から冬季にオホーツク海の繁殖場や上陸場から北海道沿岸に来遊するトドの生態、来遊調査、漁業被害対策など、国、北海道、研究機関が一体となって調査・研究が実施されている。²¹⁾
- ・ 今後 とも、~~海獣類の国際的な保護・管理ルール~~と科学的根拠に基づ~~く~~き、トド ~~資源~~の適正な管理 ~~方~~策を 策定実施し、漁業被害の軽減とトド個体群維持を推進する。

（資料編 p11 参照）

²¹⁾ 平成 18 年度第 2 回海域WG資料 3（トド）

エ アザラシ類

- ・ 鳥獣保護法の規定に基づき、漁業被害防止目的等の捕獲を行うためには、~~環境大臣又は~~北海道知事の許可が必要である。また、許可に際しては捕獲許可審査基準により必要最小限の期間、人員、頭数を定めており、今後とも生息数の維持と漁業被害の防止に努めていく。²²⁾
- ・ また、遺産地域内海域の生息実態を長期的にモニタリングし、アザラシ類の来遊個体数を把握するとともに、漁業被害調査を実施し、その適正な保護管理を推進する。

(資料編 p12 参照)

オ ケイマフリ・オオセグロカモメ・ウミウ

- ・ これらの海鳥類については知床世界遺産地域の大部分は、鳥獣保護法に基づく国指定知床鳥獣保護区に指定し狩猟を禁止しているほか、学術研究目的等での捕獲を行うためには環境大臣の許可が必要であり、今後とも法律に基づき適切な保護管理を推進する。
- ・ 生息状況等各種調査の実施や情報の収集を行い、適切な保護管理を推進し、特にケイマフリについては繁殖個体数の減少の回避に努める。
- ・ また、遊漁船や観光遊覧船の運航にあたっては、海鳥・海棲哺乳類に影響の出ない航路を遵守するよう求めているほか、動力船やシーカヤックによる海域利用に当たっても、これらへの悪影響が生じないよう今後とも関係機関等と協力・連携して指導を徹底し、海鳥への悪影響を軽減するよう努める。

²³⁾

(資料編 p14～15 参照)

²²⁾ 鳥獣捕獲許可審査基準（北海道）

²³⁾ 知床半島先端部地区利用適正化基本計画

カ オオワシ・オジロワシ

- ・ オオワシ・オジロワシは、種の保存法に基づく国内希少野生動植物種及び文化財保護法に基づく天然記念物に指定され、捕獲や殺傷、譲渡が禁止されており、今後ともこれらの法律に基づき厳格な保護管理を推進する。
- ・ 種の保存法に基づき策定されたオオワシ保護増殖事業計画及びオジロワシ保護増殖事業計画に沿って、保護増殖事業分科会での議論を踏まえ、全道的な渡りルートの解明や行動生態の把握等に努めるとともに、研究者等が既に継続的に実施している営巣地・繁殖状況の調査等とも協力・連携を推進する等、各種保護増殖事業を実施し厳格な保護管理措置を講じていく。²⁵²⁴⁾
- ・ 重要な越冬地となっている海岸斜面の森林の保全に努めるとともに、オジロワシの繁殖期には営巣地周辺に近づかないよう利用者への指導、普及啓発を行う。
- ・ なお、オオワシ、オジロワシの鉛中毒を防止するため、北海道内でのエゾシカ猟における鉛弾の使用禁止を徹底する。²⁶²⁵⁾

(資料編 p16～17 参照)

²⁵²⁴⁾ オジロワシ保護増殖事業計画 (文部科学省・農林水産省・国土交通省・環境省)

オオワシ保護増殖事業計画 (文部科学省・農林水産省・国土交通省・環境省)

²⁶²⁵⁾ 北海道告示第 754 号

(4) その他の構成要素

(海洋レクリエーション)

- ・ 知床国立公園における利用の適正化については、望ましい保護と利用のあり方に関して、知床国立公園利用適正化検討会議において検討を進め、海域を含む知床半島先端部地区の基本計画を策定した。
- ・ 同基本計画に基づき、遊漁船や観光遊覧船の運航にあたっては、海鳥・海棲哺乳類や漁業活動等への影響が懸念されることから、これらへの悪影響の出ない航路を遵守するよう引き続き求めていく。また、動力船やシーカヤックによる海域利用にあたっては、これらへの悪影響が生じないよう一定の利用の心得の下で行うよう、今後とも関係機関等と協力・連携し指導を徹底する。²⁷²³⁾
- ・ 動力船を利用して観光目的で知床岬等の陸域に上陸することは、自然環境に悪影響を及ぼすことが懸念されることから、昭和59年から関係行政機関による「知床岬地区利用規制指導に関する申し合わせ」により上陸禁止の指導が行われており、~~観光目的での上陸の抑制~~**当該指導**を徹底・強化する。²⁷²⁶⁾
- ・ その他、水上バイク、ダイビングや冬季の流氷上での体験活動などのレクリエーション利用についても、今後利用状況を把握しながら具体的な取扱方針を検討する。

(資料編 p18～22 参照)

²⁷²⁶⁾ 知床岬地区利用規制指導に関する申し合わせ

4 管理体制と運用

(1) 計画の推進管理

- ・ この計画の目的を達成するため、遺産地域内海域に係る各種制度や措置等を所管する環境省や北海道をはじめとする関係行政機関、漁業協同組合などの関係団体及び試験研究機関等が、相互の密接な連携協力のもと、それぞれが取り組んでいる知床生態系の保全や安定的な漁業の営みなどに係る保護管理措置を推進していくものとする。
- ・ 各種措置の結果や状況については、知床世界自然遺産地域科学委員会及び知床世界自然遺産地域連絡会議への報告や環境省のウェブサイト、世界遺産センターや羅臼ビジターセンター等を通じて情報の公開と共有化を図る。
- ・ 本計画の適正な推進については必要に応じ知床世界遺産地域科学委員会から助言を得るものとする。

(2) 計画期間

- ・ 計画の期間は平成 24 年度までの 5 か年とし、知床周辺海域の生態系の変化、保護管理措置に関する結果や状況を踏まえ、概ね 5 年ごとに見直しを行い、必要に応じ所要の変更を行う。